

第39回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年9月25日(金) 午後1時25分から午後3時15分

開催場所 姫路市役所 北別館 403会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席	○	
4	中塙良幸	出席	○	
5	田麻仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塙祐樹	出席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塙正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 6名

傍聴人 2名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認について
- 議案第5号 相続税等納税猶予適格者証明について
- 議案第6号 令和2年度農地パトロール実施要領の策定について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第4号 合意による解約等の通知について
- 報告第5号 県許可案件の許可状況について
- 報告第6号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和2年9月25日 午後1時 分)

議長 それでは只今から、第39回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中19名の出席で過半数に達しております、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を福岡委員と中塚委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P5）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、農地確認申請が1件、非農地確認申請が21件提出されております。

農地確認です。

調整区域の林田町六九谷の田1, 910m²のうち1, 386m²につきまして、林田町六九谷の[]より、「[]事業が中止となり、引き続き農地として活用している」との申請です。

現況は、「田」となっております。

続きまして、非農地確認です。

1番から4番と17番18番が市街化区域の案件、5番6番と19番から21番が調整区域の案件、7番から16番が都市計画区域外の案件となっております。

1番から4番です。

勝原区山戸の田4筆計1, 641m²につきまして、白国五丁目の[REDACTED]より、「平成9年以前より、住宅敷地の一部、貸ガレージの一部及び貸共同住宅の一部として利用している」との申請です。

5番です。

打越の田2.9m²につきまして、打越の[REDACTED]より、「平成8年以前より、農道として利用している」との申請です。

6番です。

林田町下構の田3筆計1, 270m²につきまして、林田町下構の[REDACTED]より、「[REDACTED]については昭和55年頃より倉庫敷地として利用、[REDACTED]については昭和57年頃より自宅敷地として利用している」との申請です。

7番です。

夢前町高長の田畠3筆計203, 3m²につきまして、夢前町寺の[REDACTED]より、「平成10年以前より、山林となっている」との申請です。

8番から10番です。

夢前町前之庄の田5筆計1, 284m²につきまして、神戸市の[REDACTED]より、「平成10年以前より、[REDACTED]については住宅敷地として利用、[REDACTED]については公衆用道路として利用、[REDACTED]については山林となっている」との申請です。

11番から16番です。

夢前町護持の畠7筆計2, 173m²につきまして、夢前町護持の[REDACTED]より、「平成5年以前より、山林及び原野となっている」との申請です。

17番です。

飾東町佐良和の田13m²につきまして、飾東町庄の[REDACTED]より「平成3年以前より、公衆用道路となっている」との申請です。

18番です。

飾東町佐良和の田16筆計768.19m²につきまして、飾東町清住の[REDACTED]より「平成3年以前より、公衆用道路及び用悪水路となっている」との申請です。

19番です。

船津町の畠104m²につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]より「平成8年以前より、倉庫敷地として利用している」との申請です。

20番です。

船津町の畠168m²につきまして、[REDACTED]より「平成10年以前より、[REDACTED]敷地として利用している」との申請です。

21番です。

香寺町田野の畠329m²につきまして、東京都目黒区の[]より「平成8年以前より、倉庫敷地及び空地となっている」との申請です。

以上、農地確認1件、非農地確認21件につきまして、いずれの案件も、現況は申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見をいただいております。各地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

橋本委員

1番から4番の案件ですけど、一人の人からの申請でトータル面積も広いですが、詳細を教えてください。

田口委員

先代以前に非農地化され相続したものなので、当人は何も分からぬとのことです。

田原委員

これは、法令違反にはならないのですか？

事務局

法令違反になりますが、今回の非農地確認申請が承認された後、登記地目を宅地等に変える予定です。

議長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

……。

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第1号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号（P6～P7）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、12件の申請が提出されております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。7番の案件が[]委員関係の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

2番から5番と10番が都市計画区域外の案件、6番と8番が市街化区域の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっており、1番から5番が現在耕作面積0m²の方の案件、6番が今回許可されると下限面積を超える方の案件、8番以降がすでに下限面積を超えており方の案

件となっております。

いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」に該当しておらず、譲受人・借人はいずれも「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には該当しておりません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。

「通作距離」につきましては、1番が約1.8km、2番3番が約7.6km、4番5番が約2.5km、9番が約2kmとなっている外は、いずれも居住集落内となっております。

いずれの案件も、「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

林田町下伊勢の田5筆計3,020m²につきまして、飾磨区中野田の■が、林田町下伊勢の■より、「使用貸借権で借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されると、■の耕作面積は調整区域の下限面積3,000m²を超える3,020m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

2番3番です。

夢前町寺の■が、夢前町前之庄の田2筆計2,415m²について、神戸市の■より「購入したい」との所有権移転の申請と、夢前町前之庄の田1,564m²については、夢前町前之庄の■より、「使用貸借権で借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されると、■の耕作面積は都市計画区域外の下限面積3,000m²を超える3,979m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」「野菜」となっております。

4番5番です。

夢前町菅生澗の■が、夢前町寺の田737m²については、夢前町菅生澗の■より「購入したい」との所有権移転の申請と、夢前町寺の田2,302m²については、夢前町寺の■より、「使用貸借権で借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されると、■の耕作面積は都市計画区域外の下限面積3,000m²を超える3,039m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

なお、1番から5番につきましては、北西部地区農政協議会におきまして、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

6番です。

繼の田2筆計1,288m²につきまして、繼の■が、繼の■より、「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、■の耕作面積は、市街化区域の下限面積1,000m²を超える2,068m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

8番です。

東山の田294m²につきまして、東山の[REDACTED]が、東山の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、4, 352m²になる予定です。

作付作物は、「菊芋」「ブルーベリー」となっております。

9番です。

北原の田113m²につきまして、白浜町神田二丁目の[REDACTED]の「山林」と、奥山の[REDACTED]の「農地を交換したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、5, 613m²になる予定です。

作付作物は、「いちじく」「みかん」となっております。

10番です。

安富町名坂の畠287m²につきまして、安富町名坂の[REDACTED]が、安富町名坂の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4, 388m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

11番です。

豊富町豊富の田3筆計5, 979m²につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]が、豊富町豊富の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、25, 601m²になる予定です。

作付作物は、「露地野菜」となっております。

12番です。

香寺町広瀬の田609m²につきまして、香寺町広瀬の[REDACTED]が、香寺町広瀬の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、5, 927m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

以上、1番から5番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」との北西部地区農政協議会の意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請11件19筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

橋本委員

2番3番の案件ですが、申請人は、親から指導を受けながら農業を既に行っておりますので、事情聴取は不要ではないかと思います。

大塚委員

農地を所有されていないため新規農家扱いとなりますが、良い機会です

し、ご主人と共にお話を聞かせてもらえたと思います。

議長 農業に対する姿勢を聞かせてもらいたいので、事情聴取は行ったらいと
思います。

議長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

議長 それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、7番を除いて、1番
から12番について承認とすることによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 それでは、1番から5番が事情聴取、その外は許可といたします。
次に、7番について審議いたしますので、[] 委員、ご退室をお願いしま
す。

[] 委員 退室]

議長 それでは、7番について事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、7番についてご説明いたします。

調整区域の香寺町犬飼の田815m²につきまして、香寺町犬飼の[]
[] が、東京都杉並区の[] より「購入したい」との所有権移転
の申請です。

申請地は譲渡人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」に該当
しておらず、譲受人は「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には
該当しておりません。

この件許可されると、[] の耕作面積は、調整区域の下限面積
3,000m²を超える3,318m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」「小麦」「大豆」「小豆」となっております。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、現在耕作されて
いる農地に無断転用等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機
具及び従事者等を確保しております。

「通作距離」につきましては、居住集落内となっております。

「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきまして
は、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申
請となっております。

以上、北東部地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりま
せん。

農地法第3条の規定による許可申請1件1筆につきまして、よろしくご
審議願いたします。

議長 有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

議長 それでは、承認することによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長

事務局

【委員入室】

■委員の案件は承認となりましたので報告します。
次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

議案第3号(P8)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は6件提出されており、6番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件です。

「申請地の農地区分」は、5番が農地の集団規模10ha以上の第1種農地に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されている外は、いずれも住宅等が連たんする区域に近接且つ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、いずれの案件も「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」については、いずれも該当がなく、「一体として事業に供する土地の利用見込み」については、2番を除いていずれも該当がありません。

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、2番が「景観法の届出が手続中」となっております外は、いずれも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」にはいずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに概要をご説明いたします。

1番です。

刀出の畠985m²につきまして、刀出の■が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は、「畠」となっております。

「事業内容」につきましては、パネル288枚、パソコン9台、出力■の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

2番です。

打越の田1,067m²につきまして、岡山県備前市の■が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、隣接地である■と一体利用で事業を行うとのことです。

「事業内容」につきましては、パネル288枚、パソコン9台、出力■の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

3番です。

西脇の田670m²につきまして、西脇の■が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

「事業内容」につきましては、パネル245枚、パソコン9台、出力■

■の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

4番です。

西脇の田555m²につきまして、西脇の■が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

「事業内容」につきましては、パネル156枚、パソコン8台、出力■

■の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

5番です。

林田町六九谷の田493m²につきまして、林田町六九谷の■が、「農家住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は「田」となっております。

「事業内容」につきましては、床面積151.95m²の農家住宅1棟を建築する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資及び援助となっております。

6番です。

夢前町護持の田2筆計875m²につきまして、久保町の■が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

「事業内容」につきましては、パネル288枚、パソコン9台、出力■

■の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

以上、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出しておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第4条の規定による許可申請6件7筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

青田委員

2番の案件で景観法の届出有りと説明がありましたが、それはどのような場合に必要なのですか？またそれは許可なのか届出なのか教えてください。

事務局

景観法の届出は、転用目的が1,000m²以上の太陽光発電設備のときに必要で、届出です。

議長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第3号について、承認することによろしいでしょうか。

各委員	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号（P9～P11）を説明する。</p> <p>〔農地法第5条の規定による許可申請について〕 〔農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認〕</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について、この度は10件提出されており、1番と2番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。</p> <p>7番を除いて、「転用の妨げとなる権利を有する者」につきましては、いずれも該当がありません。</p> <p>「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、いずれも該当がありません。</p> <p>「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」にはいずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。</p> <p>それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。</p> <p>1番です。</p> <p>夢前町菅生澗の畠160m²につきまして、夢前町菅生澗の[REDACTED]が、夢前町菅生澗の[REDACTED]より「購入して、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。</p> <p>現況は、「畠」となっております。</p> <p>申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。</p> <p>「事業内容」につきましては、車5台分の露天駐車場にする計画となっております。</p> <p>「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、</p> <p>「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。</p> <p>2番です。</p> <p>夢前町野畠の畠1,712m²につきまして、赤穂郡上郡町の[REDACTED]が、夢前町野畠の[REDACTED]より「購入して、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。</p> <p>現況は「畠」となっております。</p> <p>申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。</p> <p>「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。</p> <p>「事業内容」につきましては、パネル360枚、パソコン9台、出力[REDACTED]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。</p> <p>「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。</p> <p>「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観法の届出が手続中となっております。</p>

3番です。

御国野町深志野の田 694m²につきまして、御国野町国分寺の [REDACTED] が、御国野町深志野の [REDACTED] より「購入して、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「畠」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、道路の工事業等を営む [REDACTED] が、工事資材一式を置くための露天資材置場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

4番です。

別所町佐土新の田 644m²につきまして、別所町家具町の [REDACTED] が、御国野町国分寺の [REDACTED] より「購入して、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。

「事業内容」につきましては、従業員用駐車場として、普通車6台分の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

5番です。

別所町小林の田 363m²につきまして、別所町小林の [REDACTED] が、別所町小林の [REDACTED] より「購入して、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、運送業を営む [REDACTED] が、自社の業務用トラックを駐車するためのトラック8台分の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、道路の構造変更承認及び河川占用許可が手続中となっております。

6番です。

飾東町山崎の田 300m²につきまして、飾東町山崎の [REDACTED] が、[REDACTED] 饰東町山崎の [REDACTED] より、「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、借人に所有地ではなく、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、床面積91.5m²の住宅を建築し、車2台分の駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

7番です。

飾東町塩崎の田862m²のうち500m²につきまして、砥堀の[REDACTED]が、明石市の[REDACTED]より、「賃借権で借り受けて、農業用倉庫を建てたい」との一部転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当するものとして申請されております。

「事業内容」につきましては、解除条件付き法人である[REDACTED]が大型農機具等を保管するための農業用倉庫を建てる計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、農業用倉庫のため、建築許可は不要となっております。

8番です。

豊富町神谷の田608m²につきまして、飾磨区中島一丁目の[REDACTED]が、[REDACTED]豊富町神谷の[REDACTED]より「使用賃借権で借り受け、農家住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、既に造成されており、そのことについて始末書が添付されております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、延床面積115.72m²の農家住宅を建築し、車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、農家住宅のため、建築許可は不要となっております。

9番です。

香寺町瀬口の田3筆計1,112m²につきまして、京都府福知山市の[REDACTED]が、神崎郡福崎町の[REDACTED]より「賃借権で借り受け、進入路及び露天資材置場として利用したい」との一時転用の申請です。

転用期間は許可日から令和3年9月末までとなっております。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、[REDACTED]のメンテナンスや敷設工事を行っている[REDACTED]が、鉄道敷地の線路下の配管修繕を行うために、その現場までの進入路及び、掘削工事等で発生する土砂等を仮置きす

るための露天資材置場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

「一時転用の場合の農地復元」については、鉄板を敷いた仮設道路として使用した後、事業終了後に鉄板等を除去して、農地に復元することです。

10番です。

香寺町須加院の田356m²につきまして、飾磨区妻鹿の[REDACTED]が、[REDACTED]香寺町須加院の[REDACTED]より、「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、借人に所有地ではなく、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、延床面積126.87m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

以上、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出しておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

続きまして、「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認について」ご説明いたします。

認定電気通信事業者が、その事業のために農地を利用する場合、転用許可是不要ですが、事前に県知事と協議をするか農業委員会へ届出をすることとなっております。

この度は、農業委員会への確認申請が1件提出されております。

調整区域の山田町多田の畠271m²の内2.25m²につきまして、[REDACTED]が山田町多田の[REDACTED]より、「貸借権で借り受けて、携帯電話用無線基地局を設置したい」との確認の申請です。

現況は、「畠」となっております。

申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっておりますが、当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について、市農政総務課へ意見を求めたところ、「支障なし」との回答を得ております。

「事業内容」につきましては、携帯電話用無線基地局として、14.8mのコンクリート柱にアンテナ等を設置して利用する計画となっております。

「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請10件12筆及び農地法施行規則第53条第14号の確認1件1筆につきまして、よろしくご審議お願

いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

橋本委員

2番の案件ですが、転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、4条申請ではなく、今回、5条申請となつたきさつを補足説明してください。

事務局

当該地は、2種農地に該当しますので、今までの扱いでは、4条申請で受けておりましたが、申請代理人がどうしても5条で申請することでしたので、県農林に確認の上受けた経緯があります。

議長

事務局から説明があったようないきさつがありますので、判断を県にゆだねたいと思います。

議長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第4号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認」については確認とします。

次に、議案第5号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号（P12）を説明する。

[相続税等納税猶予適格者証明について]

案件の説明に入る前に、相続税等納税猶予制度の概要について簡単にご説明します。

相続税等納税猶予制度とは、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地を相続して農業を継続する場合、相続税の納付を猶予する制度です。被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた人であることです。

相続人の要件は、相続した農地（耕作権を含む）で、引き続き自ら農業経営を行う人です。姫路市内か近隣にお住まいの方でないと受けることができません。

対象となる農地は、被相続人が死亡の日まで、自ら農業の用に供していた農地のみで、物置、作業場など作付けできない部分は原則除かれます。

該当する農地を担当する農業委員、推進委員に、各地区農政協議会までに現地確認を行っていただき、事務局へ報告していただくとともに、農政協議会で意見を言っていただきます。その後、総会にて決議し、証明書を発行します。説明は以上となります。

それでは、案件に移ります。

適格者証明願について、この度は2件提出されております。

1番です。

鎌倉区中島の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地6筆を、同居している[REDACTED]が相続するというものです。

農地の利用状況ですが、1番の農地は、水稻および東側の一部を畑として、3番、4番の農地と一体利用で野菜を作付けされています。なお、4番の農地のうち、ポンプ室として使用されている部分の面積については、除外して申請されています22番、5番、6番の農地は、水稻を作付けされており、6筆すべて良好に管理されております。

2番です。

綱干区垣内本町の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地8筆を、[REDACTED]が相続するというものです。

農地の利用状況ですが、1番の農地は、水を張っている状態で、2番の農地は畑で、一部果樹が植えられています。3番から7番の農地は耕起の状態です。8番の農地は野菜を作付けされており、良好に管理されております。なお、8番を除く7筆につきましては、果樹を植えるとのことで、営農計画書を提出いただいております。

なお、中南部地区農政協議会においては適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、議案第5号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「相続税等納税猶予適格者証明」については許可とします。

次に、議案第6号「令和2年度農地パトロール実施要領の策定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号(P13~P14)を説明する。

(令和2年度農地パトロール実施要領の策定について)

農地パトロールですが、各地区で農業委員又は推進委員2名、事務局2名の合計4名の班を2班編成しまして、各地区協議会の午前中に実施したいと考えています。

実施地域及び班編成につきましては、表にさせていただいております。

北東部地区につきましては、10月19日の午前中に実施します。別所町につきましては、宮下委員と市村推進委員に、谷外校区につきましては、松尾委員と富士原推進委員にご参加をお願いしております。

中南部地区につきましては、10月20日の午前中に実施します。糸引校区につきましては、青田委員と松田推進委員に、的形町・大塩町につきましては、岡本委員と水野推進委員にご参加をお願いしております。

北西部地区につきましては、10月21日の午前中に実施します。太市校区につきましては、大塚委員と橋本推進委員に、夢前町の前之庄・神種につきましては、橋本委員と菅長推進委員にご参加をお願いしております。

実施内容につきましては、14ページの上段に記載しています重点課題の「ア 遊休農地、荒廃農地等不作付地の調査確認」を対象とさせていただいております。

このパトロールで確認し、問題がある農地につきまして適切に管理・耕作するよう指導していきたいと考えています。

なお、各地区農政協議会において特に問題点はございません。

農地パトロール実施要領の策定の是非につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、議案第6号について、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「令和2年度農地パトロール実施要領の策定」については許可相当とします。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P15）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、8月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を9月2日に実施していただきました。

当日はご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付で許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第1号について、確認とさせていただきます。

次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P16～P18）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

農地法第4条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、8月7日から9月10日の間に受け付けたもの、資料16頁から18頁の15件22筆につきまして、法定要件を満た

しており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員 ・・・。

議長 それでは、報告第2号について、確認とさせていただきます。
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号（P19～P27）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

農地法第5条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の5
条転用案件で、こちらも、8月7日から9月10日の間に受け付けたもの、
資料19頁から27頁の42件69筆につきまして、法定要件を満た
しております、事務局長専決により、受理書を交付しましたことをご報告いた
します。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員 ・・・。

議長 それでは、報告第3号について、確認とさせていただきます。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P28）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、使用貸借契約の解約の通
知が4件17筆ございました。

利用権に該当するものは2件で、そのうち農地中間管理事業に該当する
ものは1件です。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員 ・・・。

議長 それでは、報告第4号について、確認とさせていただきます。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号（P29～P30）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、7月の総会でご審議いただき、県へ送
付していた案件の許可の状況です。

許可目録の日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。

以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員 ・・・。

議長 それでは、報告第5号について、確認とさせていただきます。
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第6号（P31）を説明する。
〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、8月の会長決裁分です。
水稻を営農している船津町の [REDACTED] につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。
その結果として、[REDACTED] は8月18日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員 ・・・。

議長 それでは、報告第6号について、確認とさせていただきます。

本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等はありますか。

事務局 特にありません。

議長 それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。
(午後3時15分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本英夫

(署名委員)

福岡瀬

(署名委員)

中塙良幸
